新宮町立中学校　部活動方針

令和元年５月
新宮町教育委員会

１　本方針策定にあたって

部活動は、現行の学習指導要領においてその意義や留意点が明記され、新中学校指導要領（平成２９年３月告示。平成３３年４月施行）においても、「学校教育の一環」として行われるものであり、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの」と明記されている。

異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりする等、生徒の多様な学びの場として、また部活動の様子の観察を通して、生徒の状況理解等、その教育的意義が高い。

また、新中学校学習指導要領は、「部活動は学校教育の一環として」行われるものである以上、留意すべき点があり、「教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。」として、特に部活動を挙げ、こうした教育的意義は部活動の充実の中のみで図られるのではなく、教科や特別活動をはじめとする教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要であることを示している。

そこで、生徒の自主的・自発的な参加となるように実施形態等を工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定する等、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。平成３０年３月にスポーツ庁が策定した「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、平成３０年１２月に文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する指針」、同年１２月に福岡県が策定した「福岡県運動部活動の在り方に関する指針」を踏まえ、次の点に留意し、「新宮町立中学校部活動方針」を策定するものである。

〇生徒の健康･安全確保
〇生徒の視点に立った部活動の適切な運営
〇指導･運営に係る体制の整備
〇教職員の働き方改革に向けた取組の推進

２　新宮町における部活動の現状

新宮中学校には、運動部１３、文化部５、合計１８の部活動があり、７０％以上の生徒が部活動に参加している。異学年の人間関係の形成や目標に向けて最後までやり抜く強い意志を育む上で、部活動は生徒たちにとって学校生活の中で重要な位置を占めている。糟屋区や筑前地区大会の中体連やコンクール等において、近年優秀な成績を収めており、生徒の自尊感情や精神力を高める一因となっている。平成３１年４月新宮東中学校開校に伴う分離のため、部活動が再編され、新宮中学校の部活動は運動部１０、文化部５、計

１５の部活動の開設が決定した。新宮東中学校においては、運動部１１、文化部２、計１３部活動での発足となっている。実施にあたっては、部活動顧問者会議や生徒代表による週 1 回の部長会はじめ、必要に応じて保護者会を開催し情報の共有に努めている。休養日については、土日を含む週２日程度を設定しているが、新宮東中学校開校に伴い、町内統一した活動日や休養日の設定が求められる。

３　部活動の適切な運営のために

（１）部活動の方針の策定

ア　各学校の方針の策定と年間計画等の作成

①校長は、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定すること。

②部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出すること。

イ　各学校の方針と年間計画等の公表

校長は、（１）アの活動方針及び活動計画等について作成し、学校のホームページ、もしくは、諸通信への掲載等により公表すること。

（２）指導・運営に係る体制の構築

ア　適正な数の部活動の設置

校長は、生徒や教職員の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置すること。

イ　顧問の決定と配置

校長は、顧問の決定にあたっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や家庭の状況、部活動指導員等の状況を勘案した上で行う等、適切な配置となるよう留意すること。また、新宮町教育委員会と連携し、部活動指導員を積極的に任用することで、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図ること。

ウ　各部活動の活動内容の把握と指導等

校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、教職員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行うこと。

エ　教職員の適切な勤務時間の管理等

校長は、教職員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成２９年１２月２６日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成３０年２月９日付け２９文科初第 1437 号）」、並びに「教職員の働き方改革取組指針」（平成 30 年３月福岡県教育委員会）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行うこと。

（３）活動時間や休養日等、適切な活動基準の設定

ア　適切な休養日及び活動時間等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、家族で過ごす時間や家庭学習等にも取り組める時間を保障するとともに、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、医・科学の観点も踏まえ、原則として、以下を基準とすること。

○　学期中は、週当たり２日以上の休養日を設定する。平日は１日以上（原則として水曜日）、土曜日、日曜日、及び祝日には１日以上（原則として日曜日）を休養日とする。なお、週末に大会参加等により活動する場合は、休養日を他の日に設ける。

○　長期休業中の休養日の設定は学期に準じた扱いを行う。また生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、休養期間（オフシーズン）を設ける。

○　１日の活動時間は、平日は２時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）及び学校が半日の時は３時間程度とする。また、全部活動において、「完全下校時刻」を定め、厳守する。

イ　休養日及び活動時間等の公表

校長は１（１）に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえ、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底すること。

ウ　参加大会等の精査

校長は、生徒の教育上の意義や、生徒、部活動顧問及び外部指導員等の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査すること。

（４）合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

ア　体罰等禁止の徹底

部活動顧問及び部活動指導員等は、殴る、蹴る他、長時間にわたる無意味な正座、水を飲ませない長時間のランニング、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント等と批判される言葉や態度等は、体罰等の許されない指導にあたるため、絶対に行わないこと。これらを厳しい指導として正当化することや、信頼関係があれば許されると考えることは誤りであり、子どもの人権を侵害する決して許されないことであるとの認識をもつとともに、保護者や地域住民への啓発に努めること。

イ　適切な人間関係の形成

部活動顧問及び部活動指導員等は、勝利や上位入賞のみを目指すのではなく、連帯感、責任感等を育成することに努めること。また異年齢集団における上級生、下級生等の適切な人間関係の在り方についても指導するとともに、実態把握に努めること。

ウ　生徒の意見を反映した指導

部活動顧問及び部活動指導員等は、独善的な指導ではなく、生徒との意見交換等を通じて生徒の自主性を尊重しつつ、目標や活動内容を検討すること。

エ　生徒のよさを伸ばす指導

部活動顧問及び部活動指導員等は、生徒のよさを見つけて伸ばす肯定的な指導と叱る等を場面に応じて適切に行うこと。なお、厳しい言葉等を発した後にはフォローアップに留意すること。

オ　無理のない練習

部活動顧問及び部活動指導員等は、生徒の発達の段階、体力、技能の習熟度に応じた練習や日々の健康観察に基づいた無理のない練習を行うこと。また生徒の体力向上や、生涯を通じてスポーツや文化に親しむ基礎を培うことができるよう、競技種目等の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。

カ　部活動指導手引きの活用

部活動顧問及び部活動指導員等は、競技団体等が作成する部活動活動指導の手引きを参考に、合理的でかつ効率的・効果的な指導に努めること。

（５）生徒の健康・安全確保

ア　危機管理の徹底

校長は、部活動で生徒の突然死や熱中症等が発生していることに鑑み、事故の未然防止や事故が起こった場合の対処方法の確認、医療関係者等への連絡体制の整備を盛り込む等、危機管理マニュアルを作成すること。特に近年の平均気温が上昇していることから、熱中症対策については次の点に十分留意すること。

・　活動中の服装は軽装とし、健康観察を十分に行うとともに、翌日以降も活動が続く場合は、十分な睡眠をとる等、健康状態の維持について指導を行うこと。
・　短時間で軽めな運動等、負荷の小さい活動から徐々に慣らしていく等、きめ細やかな計画のもとに活動を実施すること。また暑さ指数（ＷＢＧＴ）等を活用し、気象情報や生徒の体調を踏まえ、躊躇なく計画・中断等を行う等適切な措置を講じること。

また、活動前は睡眠時間や朝食の摂取状況、健康状態等を把握し、活動に不安等のある生徒については、状況に応じて見学を指示する等積極的に休養させること。

イ　部活動顧問及び部活動指導員等の直接指導

部活動顧問及び部活動指導員等は、原則として生徒の活動に立ち会い、直接指導すること。ただし、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合は、他の部活動顧問や部活指導員等と連携・協力したり、事前に生徒と安全面に配慮した練習内容の打ち合わせをしたりする等により、安全配慮義務の遂行に努めること。

ウ　施設整備等の安全点検

校長、顧問及び部活動指導員等は、施設設備及び用具を適切に使用しなかったり、点検や確認を怠ったりすることが事故の要因になっていることを再認識し、器具等については生徒に事前に使用法や危険性を十分に指導し、危険回避能力を身につけさせること。

なお、安全点検については「体育・スポーツ活動に関する学校安全点検の指針（平成１８年福岡県教育委員会）」を参考にすること。特に移動式設備・用具については確実に固定するとともに、保管時も転倒等の防止策を講じること。

エ　活動場所の安全確保

部活動顧問及び部活動指導員等は、複数の部活動が同じ活動場所を使用して練習する場合等においては、人員配置により危険回避を呼びかけたり、ボールや陸上競技の投てき物等の到達範囲等を考慮し、練習内容に応じて活動時間を変更したりする等、安全対策を確実に行うこと。

オ　大会引率

引率責任者は、練習試合や大会への引率については、交通手段等も含め、保護者に対して、事前に十分な説明を行うこと。顧問及び部活動指導員が運転する自家用車等での引率については行わないこと。